

## 食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当社が運営する店舗「北の家族仙台第一生命タワービル店」(宮城県仙台市)におきまして、ノロウィルスを原因とする食中毒事故が発生いたしました。発症されましたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

また、当該店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客様及び今後当該店舗をご利用予定のお客様、並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 食中毒事故の内容について

2024年3月26日から29日までに「北の家族仙台第一生命タワービル店」でお食事をされた4つのグループのお客様より、嘔吐や下痢、発熱の症状を呈しているというご連絡がございました。

これを受け、2024年4月3日、仙台市保健所の店舗立ち入り検査が実施され、調査の結果、2024年3月26日、3月28日、3月29日にご利用されたお客様の合計55名様が症状を訴え、11名様からノロウィルスが検出されました。現在、お客様は快方に向かっていらっしゃいます。店舗立ち入り検査の実施の結果、同店舗の従業員、食材、設備からノロウィルスの検出はなされませんでした。お客様全員の共通食が当店で提供した料理のみであり、当該店舗基因による食中毒であることの指摘を受け、2024年4月8日より営業を停止しております。

#### 2. 行政処分の内容について

上記内容により、2024年4月8日付で仙台市保健所より以下の通り3日間の営業停止処分を受けました。

処分店舗 : 北の家族仙台第一生命タワービル店  
所轄保健所 : 仙台市保健所  
処分年月日 : 2024年4月8日  
処分の理由 : 食品衛生法第6条  
処分の内容 : 2024年4月8日～4月10日、3日間の営業停止  
病因物質 : ノロウィルス

#### 3. 現行の衛生管理体制及び再発防止策について

この度このような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。当社では、日頃より衛生管理の実施と従業員教育を徹底しておりますが、今般の処分を厳粛に受け止め深く反省し、当該店舗においては仙台市保健所のご指導に従い、店舗設備・食材並びに従業員の衛生管理等を改善いたします。

以上